

提出書類 確認シート

以下に示す書類一式がそろっているか、ご確認ください。

提出書類に不足がある場合（委任状も含む）、届出を受理できませんので、ご注意ください。

<必要書類>

- 行為の届出書（様式第1号）又は行為の通知書（様式第2号）
- 配慮事項記載シート
- 当該景域の基準一覧チェックシート
- 添付図書（P14一覧表を参照）
- 委任状（代理者が届出を提出し、届出書や図面の訂正等を行う場合）

(受付番号：)

届出者	住所： 氏名：
連絡者 (代理届出を行う場合)	住所： 氏名：

配慮事項記載シート

景域名	の景域	特定基準への該当	あり・なし
-----	-----	----------	-------

①建築物・工作物

項目	配慮・措置の内容		※審査欄
	一般基準に関して	特定基準に関して	
配置			
形態・意匠・色彩	周辺との調和		
	圧迫感の軽減		
	連続性への配慮		
	設備類		
	色彩		
外構・緑化等			

②開発行為・土地の形質の変更等

項目	配慮・措置の内容		※審査欄
	一般基準に関して	特定基準に関して	
周辺への配慮			
造成等			
既存樹木・樹林等の保全			
緑化			
土石類の採取			
物件の堆積			

③外観照明・屋外照明

項目	配慮・措置の内容		※審査欄
	一般基準に関して	特定基準に関して	
照度の抑制			
点滅照明			
照明器具			

(備考) 1. 配置・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
 2. ※欄は記入しないでください。

チェックシート

(受付番号 :

)

【山の景域】		～建築物・工作物に関する基準～																									
適用基準		一般基準		特定基準																							
景域・ゾーニング		山の景域		沿道景観保全 ゾーン																							
建築物・ 工作物	配置	□周辺の環境や地形等に十分配慮した配置とする。 □段畠や河川沿いの自然景観を阻害しない配置とする。																									
	形態・ 意匠・ 色彩	□段畠や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。																									
	圧迫感 の軽減																										
	連続性 への 配慮			□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。																							
	設備類																										
	色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。																									
	外構・緑化等	□自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。																									
	環境色彩基準 (建築物)	□外壁基調色 <table border="1"><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>7.5R～2.5Y</td><td>7.5 以下</td><td>4.0 以下</td></tr><tr><td>無彩色 (N)</td><td>7.5 以下</td><td>—</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>7.5 以下</td><td>2.0 以下</td></tr></table> □屋根色 <table border="1"><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>2.5GY～7.5BG</td><td>7.5 以下</td><td>4.0 以下</td></tr><tr><td>無彩色 (N)</td><td>7.5 以下</td><td>—</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>5.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr></table>	色相	明度	彩度	7.5R～2.5Y	7.5 以下	4.0 以下	無彩色 (N)	7.5 以下	—	上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下	色相	明度	彩度	2.5GY～7.5BG	7.5 以下	4.0 以下	無彩色 (N)	7.5 以下	—	上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下	
色相	明度	彩度																									
7.5R～2.5Y	7.5 以下	4.0 以下																									
無彩色 (N)	7.5 以下	—																									
上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下																									
色相	明度	彩度																									
2.5GY～7.5BG	7.5 以下	4.0 以下																									
無彩色 (N)	7.5 以下	—																									
上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下																									
環境色彩基準 (工作物)	<table border="1"><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>全て</td><td>7.5 以下</td><td>4.0 以下</td></tr></table>	色相	明度	彩度	全て	7.5 以下	4.0 以下																				
色相	明度	彩度																									
全て	7.5 以下	4.0 以下																									

【山の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～	
適用基準		一般基準	特定基準
景域・ゾーニング		山の景域	沿道景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	□自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。	
	周辺環境		
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全		
	緑化		□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		
	物件の堆積		
外観照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。	
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。	

チェックシート

(受付番号 :

)

【丘の景域】		～建築物・工作物に関する基準～																
適用基準		一般基準		特定基準														
景域・ゾーニング		丘の景域		沿道景観保全 ゾーン														
建築物・ 工作物	配置	□緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。																
	形態・ 意匠・ 色彩	□ふもとの田園地域から見た際、丘陵地の稜線を切るような高層建築物はできる限り避け、勾配屋根を設置するなど、周囲の山並みとなじむ形態・意匠とする。																
	圧迫感 の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。																
	連続性 への 配慮			□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。														
	設備類	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。																
	色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。																
	外構・緑化等	□自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。																
	環境色彩基準 (建築物)	□外壁基調色 <table border="1"><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>有彩色</td><td>—</td><td>4.0 以下</td></tr></table> □屋根色 <table border="1"><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>有彩色</td><td>7.5 以下</td><td>4.0 以下</td></tr><tr><td>無彩色 (N)</td><td>7.5 以下</td><td>—</td></tr></table>	色相	明度	彩度	有彩色	—	4.0 以下	色相	明度	彩度	有彩色	7.5 以下	4.0 以下	無彩色 (N)	7.5 以下	—	
色相	明度	彩度																
有彩色	—	4.0 以下																
色相	明度	彩度																
有彩色	7.5 以下	4.0 以下																
無彩色 (N)	7.5 以下	—																
環境色彩基準 (工作物)	<table border="1"><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>全て</td><td>—</td><td>4.0 以下</td></tr></table>	色相	明度	彩度	全て	—	4.0 以下											
色相	明度	彩度																
全て	—	4.0 以下																

【丘の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～	
適用基準		一般基準	特定基準
景域・ゾーニング		丘の景域	沿道景観保全 ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮		
	周辺環境		
	造成等	<p>□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。</p> <p>□面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。</p>	
	既存樹木・樹林等の保全	□まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	
	緑化		□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		
	物件の堆積		
外観照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。	
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。	

チェックシート

(受付番号 :

)

【丘陵市街地の景域】		～建築物・工作物に関する基準～															
適用基準		一般基準	特定基準														
景域・ゾーニング		丘陵市街地の景域	河川景観保全ゾーン														
建築物・工作物	配置	□緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。															
	形態・意匠・色彩	□周辺の田園地域から見た際、背景に広がる山の緑と調和し、まとまりある丘陵市街地を形成するよう、周囲から突出する奇抜なものは避ける。															
	圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。															
	連続性への配慮		□堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。														
	設備類	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	□屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。														
	色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。															
	外構・緑化等	□道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 □丘陵地である特性をふまえ、背景の山の緑と一体となった緑豊かな丘陵市街地の景観となるよう、敷地の斜面側では、できる限り樹木による植栽を施す。															
	環境色彩基準(建築物)	□外壁基調色 <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </table> □屋根色 <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>7.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>7.5 以下</td> <td>—</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	有彩色	—	4.0 以下	色相	明度	彩度	有彩色	7.5 以下	4.0 以下	無彩色 (N)	7.5 以下	—
色相	明度	彩度															
有彩色	—	4.0 以下															
色相	明度	彩度															
有彩色	7.5 以下	4.0 以下															
無彩色 (N)	7.5 以下	—															
環境色彩基準(工作物)	<table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	全て	—	4.0 以下										
色相	明度	彩度															
全て	—	4.0 以下															

【丘陵市街地の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～	
適用基準		一般基準	特定基準
景域・ゾーニング		丘陵市街地の景域	河川景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮		
	周辺環境		□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全		
	緑化		
	土石類の採取		□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。
	物件の堆積		□資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。
	外観照明		
	照度の抑制		
	点滅照明		
	照明器具		

チェックシート

(受付番号 :

)

【市街地の景域】		～建築物・工作物に関する基準～													
適用基準		一般基準	特定基準												
景域・ゾーニング		市街地の景域	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン											
建築物・工作物	配置	<p>□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。</p> <p>□周囲との連続性に配慮した配置とする。</p>													
	形態・意匠・色彩	<p>□商業系市街地では、多くの人が集い賑わう場所の特性をふまえ、周辺の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠とする。</p> <p>□住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。</p> <p>□歴史的なまちなみを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。</p>													
	圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。													
	連続性への配慮		<p>□堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。</p>	<p>□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。</p>											
	設備類	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	<p>□屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。</p>												
	色彩	<p>□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。</p> <p>□色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。</p>													
	外構・緑化等	□道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。													
	環境色彩基準(建築物)	<p>□外壁基調色</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>6.0 以下</td> </tr> </table> <p>□屋根色</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	有彩色	—	6.0 以下	色相	明度	彩度	有彩色	—	4.0 以下	
色相	明度	彩度													
有彩色	—	6.0 以下													
色相	明度	彩度													
有彩色	—	4.0 以下													
環境色彩基準(工作物)	<table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	全て	—	4.0 以下								
色相	明度	彩度													
全て	—	4.0 以下													

【市街地の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～		
適用基準		一般基準	特定基準	
景域・ゾーニング		市街地の景域	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮			
	周辺環境		□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	
	造成等			
	既存樹木・樹林等の保全			
	緑化			□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。	
外観照明	照度の抑制			
	点滅照明			
	照明器具			

チェックシート

(受付番号 :

)

【田園の景域】		～建築物・工作物に関する基準～																
適用基準		一般基準	特定基準															
景域・ゾーニング		田園の景域	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン														
建築物・工作物	配置	<p>□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。</p> <p>□街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、周囲との連続性に配慮した配置とする。</p>																
	形態・意匠・色彩	<p>□周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。</p> <p>□街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。</p> <p>□ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。</p>																
	圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。																
	連続性への配慮		<p>□堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。</p>	<p>□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。</p>														
	設備類	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	<p>□屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。</p>															
	色彩	<p>□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。</p> <p>□色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。</p>																
	外構・緑化等	□自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。																
	環境色彩基準(建築物)	<p>□外壁基調色</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </table> <p>□屋根色</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>7.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>7.5 以下</td> <td>—</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	有彩色	—	4.0 以下	色相	明度	彩度	有彩色	7.5 以下	4.0 以下	無彩色 (N)	7.5 以下	—	
色相	明度	彩度																
有彩色	—	4.0 以下																
色相	明度	彩度																
有彩色	7.5 以下	4.0 以下																
無彩色 (N)	7.5 以下	—																
環境色彩基準(工作物)	<table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	全て	—	4.0 以下											
色相	明度	彩度																
全て	—	4.0 以下																

【田園の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～		
適用基準		一般基準	特定基準	
景域・ゾーニング		田園の景域	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮			
	周辺環境		□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。		
	既存樹木・樹林等の保全	□田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。		
	緑化			□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。	
外観照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。		
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。		
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。		

チェックシート

(受付番号 :

)

【水郷の景域】		～建築物・工作物に関する基準～																
適用基準		一般基準	特定基準															
景域・ゾーニング		水郷の景域	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン														
建築物・工作物	配置	<p>□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。</p> <p>□有機的なクリークの残る集落では、水辺との関わりを意識した配置とする。</p>																
	形態・意匠・色彩	<p>□周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。</p> <p>□有機的なクリークの残る集落では、伝統的な佇まいを模範に、クリークが創り出している田園景観に損なわない形態・意匠とする。</p>																
	圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。																
	連続性への配慮		<p>□堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。</p>	□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。														
	設備類	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	<p>□屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。</p>															
	色彩	<p>□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。</p> <p>□色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。</p>																
	外構・緑化等	<p>□自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。</p> <p>□クリーク等に隣接する敷地では、クリーク等との連続性に配慮する。</p>																
	環境色彩基準(建築物)	<p>□外壁基調色</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </table> <p>□屋根色</p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>7.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>7.5 以下</td> <td>—</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	有彩色	—	4.0 以下	色相	明度	彩度	有彩色	7.5 以下	4.0 以下	無彩色 (N)	7.5 以下	—	
色相	明度	彩度																
有彩色	—	4.0 以下																
色相	明度	彩度																
有彩色	7.5 以下	4.0 以下																
無彩色 (N)	7.5 以下	—																
環境色彩基準(工作物)	<table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	全て	—	4.0 以下											
色相	明度	彩度																
全て	—	4.0 以下																

【水郷の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～		
適用基準		一般基準	特定基準	
景域・ゾーニング		水郷の景域	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮			
	周辺環境		□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。		
	既存樹木・樹林等の保全	□田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。		
	緑化			□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。	
外観照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。		
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。		
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。		